

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第5号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～18 略					1～18 略				
19 道路法（昭和27年法律第180号）	略				19 道路法（昭和27年法律第180号）	略			
					(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）	第38条の2第2項	道路上への自転車駐車場の設置に係る道路管理者からの意見聴取に対する回答		○
(1) 車両制限令（昭和36年政令第265号）	略				(2) 車両制限令（昭和36年政令第265号）	略			
20～29 略					20～29 略				
30 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項～第51条の4第16項	略			30 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項～第51条の4第16項	略		
	第51条の4第17項	略				第51条の4第17項	略		
	第51条の4第18項	放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の公示送達		*○					
	第51条の5第1項	略				第51条の5第1項	略		

第51条の5第2項～第114条の3 略			
(1) 略			
(2) 道路交 通法施行規 則(昭和35 年総理府令 第60号)	第3条～第30条の4 略		
	第30条の 9第4項	略	
	第30条の 12第1項	運転経歴証明書の記 載事項変更届の受理 及び変更に係る記載	○
	第30条の 13第1項	運転経歴証明書の再 交付	○
	第30条の 14	運転経歴証明書の返 納の受理	○
	第31条の 4	略	
第31条の5第3項～第38条の4の4第2項 略			
(3)～(12) 略			
(13) 道路交 通法施行細 則(平成12 年香川県公 安委員会規 則第3号)	第4条第1項第3号カ～第11条の4第3項 略		
	第11条の 4第4項	略	
	第11条の 6第3項	略	
	第11条の 7第2項	略	
	第11条の 7第3項	略	

第51条の5第2項～第114条の3 略			
(1) 略			
(2) 道路交 通法施行規 則(昭和35 年総理府令 第60号)	第3条～第30条の4 略		
	第30条の 9第4項	略	
	第31条の 4	略	
	第31条の5第3項～第38条の4の4第2項 略		
	(3)～(12) 略		
(13) 道路交 通法施行細 則(平成12 年香川県公 安委員会規 則第3号)	第4条第1項第3号カ～第11条の4第3項 略		
	第11条の 4第4項	略	
	第11条の 6第2項	滞納処分に関する事 務に従事する職員の 指定	○
	第11条の 6第3項	略	
	第11条の 7第2項	略	
	第11条の 7第3項	略	
	第11条の 8第3項	公示送達による命令、 通知及び督促	*○
	第12条第 1項	報告等要求書による 要求	○
	第12条第 2項	車両使用者等照会書 による照会	○

	第12条の3	略		
	第12条の4第3項	登録の更新に係る登録（更新）通知書又は登録（更新）に関する通知書による通知（第12条の3の準用）		○
	第12条の5～第87条第2項 略			
	第89条	取消処分者講習終了証明書又は初心運転者講習終了証明書の交付		○
	第89条の2	略		
	第89条の3第1項～第113条 略			
	(14) 略			
	(15) 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和58年政令第104号）	第12条	略	
31～35 略				
36 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第2条第3項第1号ロ・第3条第2項 略			
	第4条	特定交通安全施設等整備事業の実施		○
	第5条第1項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成及び提出		○

	第12条の3	略		
	第12条の4第3項	登録（更新）通知書又は登録（更新）に関する通知書による通知（第12条の3の準用）		○
	第12条の5～第87条第2項 略			
	第89条第1項	取消処分者講習終了証明書の交付		○
	第89条第2項	初心運転者講習終了証明書の交付		○
	第89条の2	略		
	第89条の3第1項～第113条 略			
	(14) 略			
	(15) 交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和58年政令第104号）	第13条	略	
31～35 略				
36 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第2条第3項第1号ロ・第3条第2項 略			
	第4条第1項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成及び提出		○
	第4条第3項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の変更に係る計画の		○

	第5条第3項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の変更に係る計画の作成及び提出（第5条第1項の準用）		○
37～41 略				
42 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）	第19条	中央交通安全対策会議等からの資料の提供その他協力の要求に対する措置		○
	第26条第2項・第26条第7項 略			
	第27条	市町の長からの陸上交通の安全に関し処理すべき事務についての要請等に対する措置		○
(1) 略				
43～45 略				
46 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）	第5条第3項	略		
	第5条第6項	略		
	第7条第1項	沿道整備道路における道路交通騒音を減少させるための必要な措置		○
	第7条の2第1項	略		
	第7条の2第3項	略		
	第7条の2第4項	変更された道路交通騒音減少計画の公表		○

		作成及び提出（第4条第1項の準用）		
	第5条	特定交通安全施設等整備事業の実施		○
37～41 略				
42 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）	第19条	中央交通安全対策会議等からの資料の提出その他協力の要求に対する措置		○
	第26条第2項・第26条第7項 略			
	第27条第1項	市町の長からの陸上交通の安全に関し処理すべき事務についての要請に対する措置		○
(1) 略				
43～45 略				
46 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）	第5条第3項	略		
	第5条第6項	略		
	第7条第1項	略		
	第7条第3項	略		
	第7条第4項	変更された道路交通騒音減少計画の公表		○

		及び知事への通知（ 第7条の2第3項の 準用）		
	第8条第 1項	略		
47～68の4 略				
68の5 高齢者、 障害者等の移動 等の円滑化の促 進に関する法律 （平成18年法律 第91号）	第25条第 8項	略		
	第25条第 9項	略		
	第25条第 11項	略		
	第25条第 13項	基本構想の変更に係 る協議（第25条第8 項の準用）		○
	第25条第 13項	基本構想の変更の案 の提出（第25条第9 項の準用）		○
	第25条第 13項	変更された基本構想 の受理（第25条第11 項の準用）		○
第26条第3項～第36条第6項 略				
68の6～68の8 略				
69 予算決算及び 会計令（昭和22 年勅令第165号）	第140条 第5項	略		
70～99 略				
備考 略				

		及び知事への通知（ 第7条第3項の準用）		
	第7条第 5項	道路交通騒音減少計 画に従っての必要な 措置		○
	第8条第 1項	略		
47～68の4 略				
68の5 高齢者、 障害者等の移動 等の円滑化の促 進に関する法律 （平成18年法律 第91号）	第25条第 7項	略		
	第25条第 8項	略		
	第25条第 10項	略		
	第25条第 12項	基本構想の変更に係 る協議（第25条第7 項の準用）		○
	第25条第 12項	基本構想の変更の案 の提出（第25条第8 項の準用）		○
	第25条第 12項	変更された基本構想 の受理（第25条第10 項の準用）		○
第26条第3項～第36条第6項 略				
68の6～68の8 略				
69 予算決算及び 会計令（昭和22 年勅令第165号）	第140条 第4項	略		
70～99 略				
備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表30の項(2)の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。